

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>



令和4年度 店舗・事業所等リニューアル補助金事業
地域経済の活性化を図るため、市内施工業者に発注する

店舗・事業所・住宅のリニューアル工事費用の
一部を助成します！（要事前申請）

◆申請期間・方法など **令和4年8月8日(月)から8月25日(木)までに郵送（8月25日(木)消印有効）**
申請書（市ホームページからダウンロード可）、申請書下部に記載の添付書類（見積書（市内施工業者発行）の写し、未納がないことの証明書（納税証明書）ほか）を郵送（8月25日(木)消印有効ですが、募集件数を超えた場合は**8月30日(火)までの到達分で抽選します。交付決定は9月上旬に通知する予定です。**）

▶添付する税証明について

本事業は、未納がないことの証明書（納税証明書）や法人所在証明書を取得する際に、手数料免除の対象となる制度（新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策等のために行政・民間が実施する融資や貸付制度等の各種支援制度）に該当します。（証明の申請書に、支援制度名「リニューアル補助金」、提出先「産業労働課」と記入してください。）

◆助成金額・募集件数（募集件数を超えた場合は**抽選**となります）

- ①店舗・事業所…… **10万円**（消費税抜き20万円以上の工事が対象）・**100件**
②住宅…………… **5万円**（消費税抜き10万円以上の工事が対象）・**200件**

◆助成対象者 次の要件を**すべて**満たす方

- ▶店舗・事業所
- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者（法人・個人事業主）
 - ・市内の店舗・事業所（開業予定含む）のリニューアル工事を行う方
※大規模小売店舗及びそのテナント、風営法に規定されている事業を営む店舗、事業用の賃貸アパート等は対象外。
- ▶住宅
- ・市内に住民登録のある方（個人）
 - ・自己所有し、かつ居住（住所登録）している市内の住宅のリニューアル工事を行う方
- ▶共通
- ・市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない方
 - ・対象物件について本市の他の助成制度等を利用していない方

◆助成対象工事

- ・**市内施工業者が行う工事**（市内の住所が記載された見積書及び領収書が発行されること。）
- ・**助成金の交付決定後(令和4年9月上旬を予定)に契約・支払い・着工し、令和5年2月28日までに必ず工事が完了し、かつ同日までに実績報告及び補助金交付請求の提出があるもの**
（交付決定を受けた本人が交付請求できない場合や転居・相続等により要件を満たさなくなった場合、交付決定は取消になります。）

様々な取付・設置工事が対象！詳しくはホームページを確認してください。



申し込み・問い合わせ ☎251-8601 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所 産業労働課
商業・総務担当 ☎0466-50-3530（直通）平日 8:30~12:00、13:00~17:00





☆ ありあけ × メルシャン × 藤沢市 ☆

藤沢市のご当地「ハーバー」が今年も登場!!

藤沢市に拠点を構える「ありあけ湘南工場」、「メルシャン藤沢工場」、藤沢市のコラボレーション商品「江の島ヨットハーバー」を今年も販売!

昨年7月に発売した本商品は、市内・県内各地で大変ご好評いただき、初回出荷量 5,000 箱は数日で完売いたしました。藤沢市ならではの味わいとパッケージを今年もお楽しみください!

名称 江の島ヨットハーバー

ありあけの「ミルクハーバー」をベースに、メルシャンの赤ワインを使用した赤ぶどう餡を練乳の風味豊かな生地で包み焼き上げており、パッケージには藤沢市の公式マスコットキャラクター「ふじキュン♡」をはじめとした市のシティプロモーション要素をたくさん詰め込みました。夏の手土産にもピッタリです♪



販売期間

2022 無くなり
次第終了
7/1~

価格

6 個入り
¥810 (税込)

販売数

12,000 箱

パッケージ

- (表 面) ふじキュン♡を使用したオリジナルデザイン
…今年はサーフィンをするふじキュン♡にリニューアル
- (裏 面) 藤沢市の紹介+工場の紹介
- (内 側) 江の島の観光イラストマップ
- (個包装) 観光スポットや見どころ

取り扱い店

県内スーパーマーケット・コンビニエンスストア、
江の島島内の土産物店、湘南藤沢スーパーベニールズ ほか

ぜひ、食べてみてね!



中小企業者の新たな設備投資を応援!!

～先端設備等導入計画（中小企業等経営強化法関係）認定申請のご案内～

藤沢市は市内中小企業の新たな設備投資を後押しし、労働生産性の向上を目指すため、中小企業等経営強化法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しています。

中小企業者等は、「先端設備等導入計画」を策定し、藤沢市から認定を受けることで、取得した新たな設備について、一定の要件に該当する場合に**固定資産税（償却資産・事業用家屋）が3年間ゼロ**になります。

藤沢市が「先端設備等導入計画」の認定を行うのは、**2023年3月まで**です。この機会に新たな設備投資を積極的に行い、生産性の向上にぜひご活用ください。

詳細はこちら▶▶

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/seisanseikoujoutokubetusotihou/dounyuukeikaku_ninteisinsei.html

健康経営は従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです



健康経営

の取り組みを進めましょう！

健康経営の具体的な取り組み例

- ☑ 徒歩または自転車通勤をする従業員に手当を支給
- ☑ ストレスチェック制度の導入
- ☑ 受動喫煙防止プログラムの実施

健康経営の取り組みは、従業員の健康増進だけでなく、結果的に**企業の業績向上**や**組織としての価値向上**に繋がります。

また、毎年、国が健康経営に関する顕彰制度として、**健康経営優良法人の認定**を行っており、市内では12の企業（大企業1社、中小企業11社）が健康経営優良法人の認定を受けています。

健康経営啓発のための藤沢市での取り組み

藤沢市では、健康経営の取り組みを行うメリットや経済産業省が実施している顕彰制度、市内の健康経営優良法人の認定を受けている企業へのインタビュー、健康経営の取り組みに活用できる助成制度などをまとめたパンフレットを発行しています ▶▶

QR からDL できます！



お問い合わせ ▶▶ 産業労働課

☎ 0466-50-8222



<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/worklifebalance/panfu.html>

★働くひとの健康を応援します！



藤沢市では**保健師**や**管理栄養士**、**運動指導士**等の専門職を派遣する、**企業・事業所向け健康セミナー**を行っています（無料）。

内容により、オンラインでの実施も可能です。お気軽にご相談ください！

内容例

＼ ご希望のテーマで実施します ＼

- ▶ 腰痛・肩こり予防、体操、体力測定、**トレーニングマシンの効果的な使い方**の実践
- ▶ 健康的な**食生活**や**栄養バランス**、外食の選び方のヒント
- ▶ **こころの健康づくり**、ストレスとの付き合い方、働く人のメンタルヘルス など

詳細は市のホームページをご覧ください。

▶ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kenko-z/kenko/kenko/kigyou.html>



お問い合わせ ▶▶ 健康づくり課

☎ 0466-50-8430

FAX 0466-50-0668

✉ fj-kenko-z@city.fujisawa.lg.jp

特定計量器の定期検査のお知らせ

◇ 特定計量器の定期検査について

「取引または証明」に使用している「計量器（はかり）」は、**2年に1度県知事が実施する定期検査を受けることが計量法で義務づけられています。**対象となる計量器を使用されている事業者等は、必ずこの検査を受けてください。

◇ 対 象

- ▶ 商店等で商品の売買に使用する計量器 ▶ 病院・薬局等で調剤用に使用する計量器
- ▶ 学校・幼稚園・保育園・病院等で身体検査に使用する計量器
- ▶ 運送事業者等が貨物の運賃算出等に使用する計量器
- ▶ 農作物・水産物等の売買・出荷等のために使用する計量器
- ▶ 工場・事業場等で原材料購入・製品販売・出荷のために使用する計量器



検査期間

2022年
10月から
2023年
3月まで

◇ 検査方法

(公社) 神奈川県計量協会の職員が個別に巡回し検査を行います。 1台につき **500円**から **3,000円**程度

◇ 手数料

※ **8月1日**付で、計量器のご使用状況について調査票の送付を予定しております。

調査票を受領された事業者等は回答にご協力ください。また、対象となる計量器を使用している方で、**2年に1度実施されている定期検査をこれまで受けたことがない方**はご連絡ください。

問い合わせ ▶▶ 産業労働課 商業・総務担当

☎ **0466-50-3530** (直通) FAX 0466-50-8419 (平日 8:30~12:00、13:00~17:00)

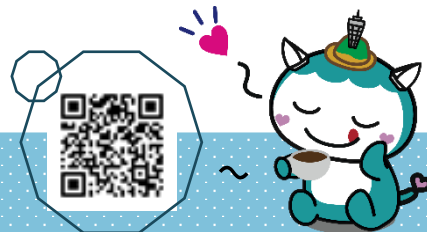
年次有給休暇を計画的に取得しましょう!

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、**半年間継続して雇われていて、全労働日の8割以上を出勤している全ての労働者**に、年次有給休暇は付与されます。

平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が**10日以上**の**全ての労働者**に対し、**毎年5日間**、**年次有給休暇を確実に取得**させることが必要となりました。

年次有給休暇の取得促進のために、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度である

「**計画的付与制度**」を導入しましょう。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が高くなっており、労働基準法を遵守する観点からも制度の導入は重要となります。



詳しくは年次有給休暇取得促進特設サイトをご覧ください

▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>